

農業用地の有効利用を

農業経営基盤強化促進事業は、貸し手と借り手が話し合って申請書を提出してもらうだけでき簡単に安心して農地の貸し借りができる制度です。

申請書は農業委員会に諮り、公告をして、契約が成立します。（市では、農地の貸し借りに対するあつせんはしていませんが、申請について相談を受けます。）

実施区域
市街化区域を除く全域

借り手の条件

- 農業に意欲があり、年間百日以上農業に従事する人
- 借りる農地を含む耕作面積が32アール以上になること

設定期間（原則として）
3年、6年、10年以上

貸し手のメリット

- 農地を貸すとき農地法の許可がいりません。
- 期限が来れば農地は、離作なしで必ず返ってきます。
- 農地の所有者が、市外に居住していてもOKです。

問合せは
地元農業委員さん
産業振興課
☎(69)21-43まで



森づくりを応援します

森林は、木材など人の暮らしを支える生産物を供給するとともに、国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全、景観の形成など多くの公益的機能を有し、私たちの暮らしに深く結びついています。

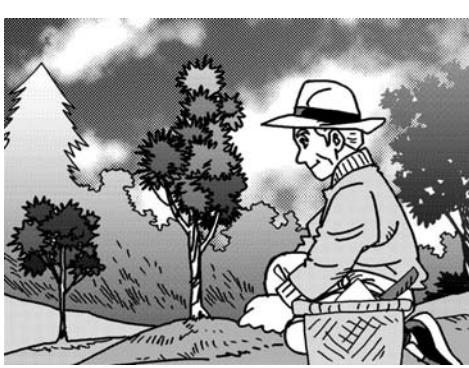
造林補助金制度

苗木の斡旋

山林に50アール以上植林するときは、国と県の補助を受けられます。

松くい虫被害跡地への植栽などでは、10アール以上でも補助の対象となる場合もあるので、植林を計画されている人は事前にお尋ねください。

申込期限：2月9日（金）
種類：スギ、ヒノキなど
配布予定：3月上旬



申込み・問合せは
産業振興課
☎(69)21-45まで

宝くじ チケットショップ

お土産 贈答品

(売り)例 笠岡↔岡山80円安 50円切手→48円
団体・会社等大量の場合、経費節減可

(買い)JR回数券・切手類・テレカ等々お譲り下さい

アイプラザ・ツツイ(駅前井笠バス4番のりば前)

☎62-3678

ご自宅・施設まで出張致します

- 遺言、相続、任意後見契約
- 運送業等、官庁への各種許認可

岡俊江 行政書士事務所

〒720-0054

広島県福山市城見町2-1-1

明正ビル2F 2号室

TEL/FAX 084-926-6525